

・解説の法令は平成28年度第2回（平成29年3月5日）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

平成28年度第2回運行管理者試験問題（旅客）

問題	解答	ポイント解説
問1	1, 4	1. 道路運送法第3条（旅客自動車運送事業の種類）第1項①ロ。 2. 国土交通大臣の認可を受けなければならない。道路運送法第11条（運送約款）第1項。 3. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重し、事業用自動車の運転者その他の従業員は、指導に従わなければならない。道路運送法第23条の5（運行管理者等の義務）第2項・第3項。 4. 道路運送法第23条（運行管理者）第3項。
問2	A-7 : B-2 C-3 : D-5	道路運送法第27条（輸送の安全等）第1項・第2項。
問3	2, 3, 4	1. 旅客自動車運送事業者の業務。運輸規則第35条（運転者の選任）第1項。 2. 輸送の安全及び乗務員の指導監督に含まれる。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑤の2、⑯・運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項③の3。 3. 運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑯。 4. 乗務員の指導監督に含まれる。運輸規則第48条（運行管理者の業務）第1項⑯・運輸規則第18条（事故の場合の処置）第1項。⇒24P
問4	2	1. 「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項第3号。 2. 営業所に備えられたもの以外のアルコール検知器を使用しての確認は不可。運輸規則第24条（点呼等）第4項。 3. 「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項第1号。 4. 「運輸規則の解釈及び運用」第24条第1項第2号。
問5	2, 4	1. 乗客6名は軽傷のため、速報することを要しない。 2. 事故報告規則第4条（速報）第1項⑤。 3. 鉄道障害事故については、速報することを要しない。 4. 事故報告規則第4条（速報）第1項①。
問6	4	1. 運輸規則第21条（過労防止等）第6項。 2. 運輸規則第23条（乗務距離の最高限度等）第1項。 3. 運輸規則第35条（運転者の選任）第1項。・運輸規則第36条（運転者として選任してはならない者）第1項。 4. 「事業用自動車内」⇒「勤務を終了する場所の付近の適切な場所」。運輸規則第21条（過労防止等）第3項。

問題	解答	ポイント解説
問7	2	1. 運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）第1項・運輸規則第25条（乗務記録の内容と保存期間）第1項⑦。・運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項⑨。 2. 交替時に点検を行うよう指導及び監督を行う。運輸規則第38条（従業員に対する指導及び監督）第1項・運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第1項⑧。 3. 「指導監督の指針」第二章 4（3）。 4. 「指導監督の指針」第二章 3（1）①。
問8	2	1. 運輸規則第49条（乗務員）第4項。 2. 「営業区域外から営業区域に戻る」場合は、回送板を掲出する必要はない。運輸規則第50条（運転者の遵守事項）第6項。 3. 運輸規則第53条（禁止行為）第1項⑥。 4. 運輸規則第52条（物品の持込制限）第1項⑬。
問9	A-1 : B-2 C-2 : D-2	車両法第1条（道路運送車両法の目的）第1項。
問10	2, 3	1. 自動車検査証の交付、備え付け及び検査標章の表示の規定は適用されない。車両法第94条の5（保安基準適合証等）第11項。 2. 車両法第40条（自動車の構造）第1項。 3. 車両法第61条の2（自動車検査証の有効期間の伸長）第1項。 4. 「有効期間の起算日」⇒「有効期間の満了する時期」。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第3項。
問11	3	1. 車両法第20条（自動車登録番号標の廃棄等）第2項。 2. 車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項。 3. 15日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。車両法第15条（永久抹消登録）第1項①。 4. 車両法第12条（変更登録）第1項。
問12	1, 4	1. 保安基準第9条（走行装置）第2項・告示の基準。 2. 非常灯として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。保安基準第41条の3（非常点滅表示灯）第1項・告示の基準。 3. 「12歳未満の小児又は幼児2人に相当」⇒「12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当」。保安基準第53条（乗車定員）第2項。 4. 保安基準第4条の2（軸重等）第1項。
問13	1, 2	1. 道交法第2条（定義）第1項⑳（徐行）。 2. 道交法第2条（定義）第1項⑨（自動車）。 3. 「客待ちのための停止」⇒「貨物の積卸しのための停止」。道交法第2条（定義）第1項⑱（駐車）。 4. 設問の内容は道路標示。交法第2条（定義）第1項⑮（道路標識）・⑯（道路標示）。

問題	解答	ポイント解説
問14	A-1 : B-2 C-1	道交法第20条（車両通行帯）第1項。
問15	2, 3	<ol style="list-style-type: none"> 1. すでに右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車の進行妨害をしてはならない。道交法施行令第2条（信号機の意味等）（赤色の灯火）③。 2. 道交法第35条の2（環状交差点における左折等）第1項。 3. 道交法第34条（左折又は右折）第1項。 4. 「その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない」⇒「徐行しなければならない」。道交法第36条（交差点における他の車両等との関係等）第3項。
問16	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. [大型乗用自動車等通行止め] 2. [駐停車禁止] 3. [左折可] 4. 車両の横断（道路外の施設等に入出入りするのための左折を伴う横断を除く）を禁止する標識である。[車両横断禁止]
問17	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の4。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の5。 3. 「速やかに通過しなければならない」⇒「進路の変更を妨げてはならない」。道交法第31条の2（乗合自動車の発進の保護）第1項。 4. 道交法第71条の3（普通自動車等の運転者の遵守事項）第2項。
問18	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労基法で定める労働条件の基準を理由として、労働条件を低下させてはならない。労基法第1条（労働条件の原則）第2項。 2. 労働組合、労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合であっても、労働契約の不履行についての違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。労基法第16条（賠償予定の禁止）第1項。 3. 労基法第14条（契約期間等）第1項。 4. 「少なくとも30日前に使用者に予告したうえで」⇒「即時に」。労基法第15条（労働条件の明示）第2項。
問19	3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労基法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）第1項。 2. 労基法第38条（時間計算）第1項。 3. 「全労働日の7割以上」⇒「全労働日の8割以上」。労基法第39条（年次有給休暇）第1項。 4. 労基法第39条（年次有給休暇）第8項。
問20	A-2 : B-2 C-1 : D-1	改善基準第2条第2項①・②。

問題	解答	ポイント解説
問21	3, 4	<p>1. 4週間を平均し1週間当たり65時間を超えないこと。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間当たり71.5時間まで延長することができる。改善基準第5条第1項①。</p> <p>2. 1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内。改善基準第5条第1項②。</p> <p>3. 改善基準第5条第1項④。</p> <p>4. 改善基準第5条第2項。</p>
問22	3, 4	<p>改善基準第5条第1項⑤。</p> <p>1. 運転時間が合計4時間30分となり、付随する中断時間は20分の箇所があるため、改善基準違反となる。</p> <p>2. 中断時間は25分の箇所があるため、改善基準違反となる。</p> <p>3. 改善基準に適合している。</p> <p>4. 改善基準に適合している。</p>
問23	3	<p>改善基準第5条第1項①・②・第5項。</p> <p>《1日についての拘束時間が15時間を超える回数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15日から21日については、「1日についての拘束時間が15時間を超える回数」が3回であるため、違反している。 <p>《4週間を平均した1週間当たりの拘束時間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が68.8時間となっており、65時間を超えているため、違反している。 <p>《労基法第35条の休日に労働させる回数》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日のみ休日労働なので違反とはならず、また、拘束時間及び最大拘束時間も超えていない。
問24	適：1, 4 不適：2, 3	<p>2. 不適：特に異常がない場合であっても報告を求め、確認する。運輸規則第24条（点呼）第3項。</p> <p>3. 不適：車庫と営業所が離れている場合や出庫・帰庫が早朝、深夜である場合は「運行上やむを得ない場合」には含まれない。「運輸規則の解釈及び運用」第24条(1)①。</p>
問25	適：4 不適：1, 2, 3	<p>1. 不適：「速度と制動距離」⇒「速度と停止距離」、「安全に停止できるような制動距離と同じ距離の車間距離」⇒「安全に停止できるような速度又は車間距離」。</p> <p>2. 不適：すべての運転者に対し、酒類の飲み方等について指導・監督を行わなければならない。「指導監督の指針」第一章2(9)</p> <p>3. 不適：運転者の判断に任せるのではなく、事業者が状況を的確に把握したうえで、適切な指示を行い、また、必要な措置を講じなければならない。運輸規則第20条（異常気象時等における措置）第1項。</p>

問題	解答	ポイント解説
問26	適：2, 4 不適：1, 3	1. 不適：適性診断は、運転者を選任する際の判断材料ではない。 3. 不適：交通事故の再発を未然に防止するための対策を講じていくためには、運転者の人的要因とともに、事故が発生した要因について様々な角度から情報を収集し、調査や事故原因の分析を行うことが必要。
問27	A-4 : B-1 C-6 : D-3	_____
問28	1, 2, 4	3. 設問の内容はドライブレコーダー。
問29	(1) - 3 (2) - 2 (3) - 2 (4) - 2	(1) 営業所～A地点の5kmと、D目的地～指定された宿泊所の5kmは実車距離に含まないため、A地点～D目的地間の410km(15km+120km+170km+90km+15km)が実車距離となる。 (2) この運行計画は、夜間ワンマン運行となる。当該運行計画の往路における実車距離の設定は、配置基準に照らし、違反していない。 (3) 復路における運転時間は、10分(回送)+30分(運転)+1時間10分(高速道路運転)+2時間(高速道路運転)+1時間30分(高速道路運転)+30分(運転)+10分(回送)で合計6時間となる。 (4) (3)より、復路における運転時間は合計6時間であるため、当該運行計画の復路における運転時間の設定は、配置基準に照らし、違反していない。
問30	5	イ. 当該運転者は、他の車両に対し停止していることを知らせず、その場で救護措置を行っていたことにより、後続車両による事故が起こってしまったため、救護措置等の指導・監督の徹底は、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。 エ. 当該運転者は、スピード超過の傾向があり、また、事故当時も制限速度を超過していたため、安全運転の指導の徹底は、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。 カ. 加齢に伴う身体能力の衰えを本人が十分自覚していなかったことにより、衝突回避反応が遅れ、衝突してしまった事故であるため、加齢に伴う身体能力の衰え等が安全運転に及ぼす悪影響についての入念な指導や、配置転換の検討は、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。 ク. 事故時は回送運行中であり、考え事をしながら運転をしていたため、車間距離も十分とらず、また、速度超過もあったため、回送運行においても安全な運行に努めるべきことの徹底は、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。